

**お知らせ**

記者発表資料

令和5年11月28日

■同時発表先：合同庁舎記者クラブ、鳥取県政記者会、島根県政記者会、岡山県政記者クラブ、広島県政記者クラブ、山口県政記者会、山口県政記者クラブ、山口県政滝町記者クラブ、中国地方建設記者クラブ

## 建設業者に対する監督処分

### (指示処分・営業停止) について

本日、中国地方整備局は、別紙のとおり建設業法の規定に基づく監督処分を行いましたのでお知らせします。

<問い合わせ先>

国土交通省 中国地方整備局 建政部 計画・建設産業課  
082-221-9231 (代表)

【担当】

計画・建設産業課長 にしお さとこ 西尾 聡子 (内線6121)

計画・建設産業課 課長補佐 どい まなぶ 土井 学 (内線6142)

(別紙)

## 建設業者に対する監督処分（指示処分・営業停止）について

国土交通省中国地方整備局長は、下記のとおり建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく監督処分を行いました。

### 1. 処分対象業者

商号	許可番号	代表者	所在地
蜂谷工業株式会社	国土交通大臣許可 (般・特-04) 第2652号	蜂谷 泰祐	岡山県岡山市北区 鹿田町1-3-16

### 2. 処分内容

#### 1 建設業法第28条第1項の規定に基づく指示処分

(1) 今回の違反行為の再発を防ぐため、少なくとも、以下の事項について必要な措置を講じること。

- ① 今回の違反の内容及びこれに対する処分内容について、役員及び従業員に速やかに周知徹底すること。
- ② 建設業法及び関係法令の遵守を社内に徹底するため、研修及び教育(以下「研修等」という。)の計画を作成し、役員及び従業員に対し継続的に必要な研修等を行うこと。
- ③ 社内の業務運営方法の調査・点検を行うとともに、業務管理体制の整備・強化を行うこと。

(2) 前項について講じた措置(前項に係る措置以外に講じた措置がある場合にはこれを含む。)を速やかに文書をもって報告すること。

#### 2 建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の停止命令

(1) 停止を命ずる営業の範囲

- ① 全国の区域内における建設業に関する営業のうち、公共工事に係るもの。
- ② 全国の区域内における土木工事業及びとび・土工工事業に関する営業のうち、公共工事に係るもの。

(注1) 「土木工事業に関する営業」とは、注文者から土木一式工事を請け負う営業をいう。

(注2) 「とび・土工工事業に関する営業」とは、注文者からとび・土工・コンクリート工事を請け負う営業をいう。

(注3) 「公共工事」とは、国、地方公共団体、法人税法(昭和40年法律第34号)別表第一に掲げる公共法人(地方公共団体を除く。)又は建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)第18条に規定する法人が発注者である建設工事をいう。

(2) 期間

- (1) ①について 令和5年12月13日から令和6年1月26日までの45日間
- (1) ②について 令和6年1月27日から令和6年2月17日までの22日間

### 3. 処分理由

蜂谷工業（株）は、建設業法第15条第2号の規定に違反して、資格要件を満たさない者を営業所専任技術者として8名を5営業所に配置していた。

また、同社は建設業法第26条の規定に違反して、資格要件を満たさない者を主任技術者及び監理技術者として、2名を8工事現場に配置するとともに、経営事項審査において、資格要件を満たさない者50名を複数年にわたり、技術職員名簿に記載し、虚偽の申請を行うことにより得た経営事項審査結果を公共工事の発注者に提出し、公共発注者がその結果を資格審査に用いた。

これらのことが、建設業法第28条第1項本文及び同項第2号に該当すると認められる。

－ 以 上 －